

地方税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号））

改正後	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（政令附則第三十一条の二第三項及び第四項の総務省令で定める書類）</p> <p>第二十二条の四 政令附則第三十一条の二第三項に規定する総務省令で定める書類は、独立行政法人中小企業基盤整備機構と市町村との間に締結された契約書の写しその他の独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七号）第十五条第一項第十二号に掲げる業務により整備された工場又は事業場の用に供する家屋を市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から一年以内に当該市町村に無償で譲渡することが書面により明らかにされているものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（法附則第五十六条の二第三項の政府の補助等）</p> <p>第二十四条の二 略</p> <p>2 政令附則第三十三条の二第二項に規定する総務省令で定める書類は、独立行政法人中小企業基盤整備機構と市町村との間に締結された契約書の写しその他の独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（政令附則第三十一条の二第三項及び第四項の総務省令で定める書類）</p> <p>第二十二条の四 政令附則第三十一条の二第三項に規定する総務省令で定める書類は、独立行政法人中小企業基盤整備機構と市町村との間に締結された契約書の写しその他の独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七号）第十五条第一項第十三号に掲げる業務により整備された工場又は事業場の用に供する家屋を市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から一年以内に当該市町村に無償で譲渡することが書面により明らかにされているものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（法附則第五十六条の二第三項の政府の補助等）</p> <p>第二十四条の二 略</p> <p>2 政令附則第三十三条の二第二項に規定する総務省令で定める書類は、独立行政法人中小企業基盤整備機構と市町村との間に締結された契約書の写しその他の独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第</p>

十二号に掲げる業務により整備された工場又は事業場の用に供する家屋を市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から一年以内に当該市町村に無償で譲渡することが書面により明らかにされているものとする。

十三号に掲げる業務により整備された工場又は事業場の用に供する家屋を市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から一年以内に当該市町村に無償で譲渡することが書面により明らかにされているものとする。